

平成30年第9回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年9月19日(水) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- | | | | | | |
|-----|--------|-----|--------|-----|-------|
| 議長 | 山本 正二 | | | | |
| 1番 | 倉増 知 | 2番 | 宮崎 春夫 | 3番 | 俵 薫 |
| 4番 | 伊藤 新司 | 5番 | 安部 好恵 | 6番 | 岸 英法 |
| 7番 | 村上 浩一 | 8番 | 石田 健治郎 | 9番 | 櫛崎 宣明 |
| 10番 | 伊藤 美和子 | 11番 | 萬代 泰生 | 12番 | 井町 哲 |
| 13番 | 武藤 康志 | 14番 | 縄田 善博 | 15番 | 安富 法明 |
| 16番 | 伊藤 太一 | 17番 | 馬屋原 眞一 | 19番 | 山本 正二 |
- 4 出席推進委員
- | | | |
|--------|-------|------|
| 大橋 つや子 | 田口 幸雄 | 安永 彰 |
|--------|-------|------|
- 5 欠席農業委員
- 18番 桑原 正彦
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局
- | | | | | | |
|------|-------|----|-------|----|-------|
| 事務局長 | 安永 一男 | 主幹 | 中村 正寿 | 主事 | 小幡 和希 |
|------|-------|----|-------|----|-------|

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今より平成30年第9回美祢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19名中、17名で定数に達しておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名したいと思います。よろしゅうございますか。（「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名いたします。1番、倉増委員。14番、縄田委員。よろしく願いいたします。明日からまた、しばらく雨という事で、みなさん気がせいっているのではないかという風に思います。よって、至らないことは言わずに議事に入りたいというふうに思います。それでは議事に移りたいと思います。それでは議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。1から2まで事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。欠席委員につきましては、15番、安富委員はちょっと議会で遅れると言われました18番、桑原職務代理の2名でございます。すみません。言うのを忘れまして。事務局お願いします。</p>
事務局	<p>議案に入る前に申し訳ありませんが、資料の差し替えをお願いいたします。差し替えは17ページを差し替え願います。差し替えの理由は記載漏れが3筆ありましたので、訂正させていただきます。続きまして修正をお願いします。修正箇所は議事目録表紙、総会の回数が平成30年第8回となっておりますが、正しくは第9回です。それと、資料10ページ、12ページ、ソーラーの資料番号の順番の訂正をお願いします。10ページ畑地事前報告、番号1が資料12、番号2が資料13、12ページ第5条第1項第7号、番号1が資料14です。訂正しお詫び申し上げます。</p> <p>2件朗読。</p> <p>1件目。自宅の隣にある農地を譲渡人から買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2号の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。遠方に居住しているため耕作管理が困難な譲渡人からの申し出により申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地について適正に耕作されています。第2号、第3号には該当しておりません。第4号の農作業常時</p>

	<p>従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農業の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2号の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは現地調査をされました当番委員の報告をお願いいたします。今日はプロジェクターを使って写真で説明をされるそうです。</p>
9番	<p>9番の榎崎と申します。本日、私地図を見てもよく説明できませんので、写真をたくさん撮ってきましたので、全体をスクリーンを見ていただいてご審議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それではお手持ちの資料とスクリーンを見ていただければいいかと思えます。それでは資料1番ですかね、●●●●●の件ですけれども以下のような土地でございます。これを譲り受けたいというものです。対象となっている土地はここです。自宅がこの下の方にありますので、自宅の隣接という事です。以上ですのでよろしくご審議お願いします。</p>
議長	<p>2番もお願いいたします。</p>
9番	<p>資料2の現場の写真でございます。資料1それから資料2、合わせてよろしくお願いいたします。以上です。審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。それでは地元推進委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
1番	<p>瀧山さん今日は欠席していますので、ちょっと言付かってきましたので、何も問題はないという事ですのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい。2番。</p>
11番(推進委員)	<p>赤郷推進委員、田口です。田邊さんの件に関しては別に問題ないと思えます。よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>ちょっと私の方から補足をしておきます。当日は伊藤(美)委員と榎崎委員、それと私、あと事務局で現地調査を行っております。榎</p>

	<p>崎委員も伊藤委員も初めての事でございますので、説明はちょっとあれだと思えますけれど、3条ですので全部耕作要件を見に行っております。今、写真で示された部分を買われる土地でございます。全部耕作につきましては今から出てきます。報告第4号で出てきます、現況証明で何件か処理をするようになっておりますけれど、この処理をすれば、きちんと農地が管理されているということで別段問題はないんじゃないかと私も思っております。委員のみなさんより何かご意見ございましたら、お願いいたします。</p>
<p>17番 議長</p>	<p>●●さんは司法書士と思うんだけど、元々農地を持っていた、田を、不動産業をしているわけじゃないかね。</p> <p>違います。住所を見てもらったら分かりますように、●●で同じ集落内に●●さんもお住まいで、農業をしておられるようです。私も馬屋原さんと同じ事を思いまして、●●さんという担当者に尋ねましたら「うちの社長が農地を持っていてもおかしくないでしょ。ここに住んでますから」と言われました。他に何かございませんか。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定します。それでは続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。1番から7番までを事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>7件朗読。</p> <p>1件目。申請地は●●●●●から北西へ3.9kmの位置にある農業区域内の第1種農地です。申請人は広島市に事務所を置く企業体です。新山口幹線電線張替工事に伴うヘリコプター荷吊場として申請地を一時的に転用するものです。農用地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。この議案につきましては一時転用ですので、事業終了後に原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請地は●●●●●から南西へ1.5kmの位置にある公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。申請人は市内に居住する会社員です。申請地を借り受け自己用住宅1棟を建設するものです。この案件については、農地法第5条第2項各</p>

	<p>号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>3件目。申請地は●●●●●から北東へ1.7kmの位置にある農用地区域内の第1種農地です。申請人は市内に本店を置く建設業を営むものです。道路工事のための現場事務所及び資材置場、駐車場として申請地を一時的に転用するものです。農用地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、農地法施行令第11条第1項第1号に該当し許可の対象となるものです。この事案につきましては一時転用ですので、事業終了後に原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>4件目。5件目。6件目。同一事業ですので一括して説明いたします。申請地は●●●●●から北東へ3.8kmの位置にある農用地区域内の第2種農地です。申請人は広島市に本店を置く電気工事業を営むものです。新山口幹線電線張替工事に伴うエンジン場、資機材置場、駐車場、ヘリ荷吊場として申請地を一時的に転用するものです。農用地区域内の転用ですが、一時的な転用であって当該利用目的を達成するうえで、当該農地を供することが必要であると認められるものであり農地法施行令第11条第1項第1号に該当し、許可の対象となるものです。この議案につきましては一時転用ですので、事業終了後に原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>7件目。申請地は●●●●●から北東へ2.1kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は市内に本店を置く電気工事業を営むものです。申請地を取得し売電事業を行うため、最大発電出力49.5kwの太陽光発電施設1区画を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました当番委員の報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>それでは項番1番は資料3です。ヘリコプターの件です。場所はこの位置です。ここはヘリコプターの荷吊場です。ご覧の通り山の奥ですので騒音とかは関係ないと思います。影響しないと思います。それから、資料4の●●●●●です。この位置ですね。平地になっているこの土地に新しい家を建てるということですね。対象となっているのは、こちらの土地です。問題になったのはこの全体の土地が農地であるということなんですけれど、これがきちんと申請されていなかったようですので、申請のし直しですね。この土地全て、ここの青い所の下所。農地ですので、申請をきちんとして建て屋を建てるようにという事でありまして。続きまして、資料5番、項番3番です。対象となる土地はここです。これが対象となる土地で、奥に見えます、ここのちょっと開けたところ、ここが広規格道路が通る工事中の土地でございまして、その前のこの位置が今回の申請場所となっております。この看板の後ろです。ここ</p>

15番	<p>が広規格の道路です。続きまして、資料の6番ですが</p> <p>ちょっといいかね。初めてこれを見せてもらうのはいいんだけど、現地を確認された判断をよく言ってもらわないと、よく分からないんだけど、写真を見せてもらうのも悪くはないんだけど、結果として、現地確認をされた人の判断を言ってもらわないと、さっきから行っているけどどうだったのかなと、さっきも工事始まっているようだったとかも、無届で工事が出来ているよとか、そういう感じでずっと行ってもらっても、行っていないと分からないんですよ。</p>
9番	<p>わかりました。一応ですね。続いて行きます。これは●●●の件でございます。エンジン場、資材置場、資料6番でございます。この位置に吊り上げ場所となるんですけど、資材置場となります。この下の土地が同様の資材置場になっております。ここも同様に山の中ですので、特に問題はないかと思えます。それに、ここも同様で、周りは田んぼと小高い山ですので特に資材置場に関しては問題ないと思えます。続いて項番5番、資料7番です。これも先程説明しました、番地が書いてありますけれども、この位置と、この位置とこの位置です。写真で見ますと、資料の6番7番になります。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
9番	<p>すみません。この太陽光、ここはですね。特に民家が集まっている所ではないので、この位置に対しての太陽光の設置には特に問題はないと思えます。</p> <p>(発言多数で聞き取り不能)</p>
議長	<p>それでは次に行きます。それでは地元推進委員より補足説明をお願いいたします。まず、1番の●●●ですけど、安部さんの方でできればいいですが、できなければ私の方でやりますが。</p>
5番	<p>お願いします。</p>
議長	<p>場所の説明も若干しておきます。●●●●●ですか、お宮を過ぎて●●●の方に入って、市営住宅が左の上にあるんですが、その市営住宅の所を大きく左にカーブした所から左に下りていく道があります。また、これをずっと真っすぐ行きますと最終的には●●●</p>

	<p>の下に出るんですけど、その入って500mくらい入った所の右側でございます。圃場整備をされた水田でございます。以前に県の方から一度山の調査と木を切って、その木を出すということで1度、3枚の田んぼを一時転用で出た事がございますけれども、全てが耕作されていないような圃場整備田です。その中の1つを今回、ヘリコプターの荷揚げの吊り場に、ヘリポートにつきましては、これ●●●●●との間のヘリポートとなりますので、そこからヘリコプターが飛ぶという事でした。それでは、●●の件につきまして、地元委員よろしくお願ひします。</p>
21番(推進委員)	<p>地元委員の安永です。申請地は住宅を建てられるという事で、宅地の一部が畑地という事で、建設業者の勝手な思い込みで畑地をいらわなければ作業をしてもいいんじゃないかという事で、作った道の方の作業を進めたという事で会長の方から追加申請の指導がありまして、今この草が生えている部分の追加申請が出されていて、許可がおりたら工事にかかれるという事で許可がおりればよろしいんじゃないかと思ひます。</p>
議長	<p>ちょっと私の方から簡単に説明いたします。農地法上の農地というのは現に登記簿上の地目と、それと実際に現況が農地の場合ほどちらとも農地とみなされますので、いくら下が宅地であれ、登記簿上の地目が宅地であれ、何であれ、農地法上は農地でございます。よって今これ出ている部分だけの申請が出たんですが、こちら市の方を確認しましたら、畑地として課税をしていました。だから畑地としてずっと利用されていたということで、宅地なんですけれど、これも転用の申請が必要ですよと指導いたしました。事務局その辺については出ているんですね。</p>
事務局	<p>はい。出ています。</p>
議長	<p>それで、とりあえず許可が出るまでは工事は止めて下さいという事で、地鎮祭だけはさせてくれと言うので、いいけど、ここでは止めてくれということで、工事を止めて帰った次第でございます。それでは、●●、●●●につきまして、出来ればお願いできますか。</p>
11番(推進委員)	<p>推進委員の田口です。今日は桑原委員さんの方から代わりにという事で賜りまして、5、6、7、8と問題ないと、お願ひしますとお願ひされました。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1つ、3番につきまして、先程工事しているじゃないかという事でしたけれど、それは道路の工事でございます、その手前の農地が今回申請された農地で、ここは全く手がつけられておりません。草も刈ってありませんでした。今から許</p>

	<p>可が出てから草を刈って現場事務所を作るという事でございます。それでは、7番。</p> <p>7番は丁度、●●の真ん中の辺になります。こちらから行きましたら、丁度真ん中辺で左に入って道を入った行き止まりのような所でございます。その所で以前除外申請が1度出ておまして、別段周りに何ら支障があるような所ではございません。畑地と道路、道路といっても車が1台通るくらいの所ですが、それ以外は山という山土地でございます。問題ないんじゃないかと思えます。以上です。委員のみなさん何かご意見がございましたら、お願いいたします。</p>
3番	<p>意見ではないんですが、資料6の10ページの平面図と資料7の11ページの平面図、これ同じ物ですよ。これ何かの間違いですかね。10ページの平面図と11ページの平面図は同じ物であろうと思います。何かの手違いですか。</p>
事務局	<p>資料6の方はエンジン場の方、同じ図面ですけれど、上の方のエンジン場の方を資料6の申請で、資料7は下の黒く囲ってある所で、同じ図面ですけど、エンジン場と下とで分けています。</p>
議長	<p>すみません。次からここですよ。という事で何らかの形で分かるようにしましょう。ちょっと黒塗り図だけでしたらわかりません。何らかの方策を。他に何かご意見ございませんか。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思えます。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第2号は原案の通り決定し常設審議委員会に附します。続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第に基づく農用地区域の除外申請について議題といたします。1と2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請地は、●●●●●から北に3.4kmの位置にある農用地区域内農地です。植林をするための除外申請です。</p> <p>2件目。申請地は、●●●●●から北に4kmの位置にある農用地区域内農地です。植林をするための除外申請です。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>

9 番	<p>対象となる土地、ここに植林をしたいという事で、特に周りは全て低いかん木でございまして、特にここに植林をしても影響はない。大丈夫だという判断です。次が、資料 1 1 になります。これが資料 1 1 の現場の写真になります。この土地が、植林の対象となる土地でございまして。ご覧のように、こちら画面の下の方は山の崖っぷちでございまして、その隙間を歩いてここまで来るといふ所の土地でございまして。ここに杉の木を植えたいという事が今回の申請でございまして。ここに鹿の柵がある。そういう所でございまして。ここは特に植林地として問題ないはないという判断でございまして。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。いらっしゃらない。でしたら俵委員、分かれればお願いいたします。</p>
3 番	<p>3 番の俵です。例の話でにぎわした●●地区ですが、1 件目の●●さんの方は 5 反あるんですが、圃場整備がされておられません。この藪の所は●●●が通っておりまして、周りは山ばかりで 1 件だけ農地です。植林にしたいという事で全く問題はないと思います。2 番の●●さんの件ですが、これも後ろが、字名が●●●というくらいなので、裏が山になっておりまして、前側が●●●と山に挟まれておりまして、この右側の藪が私の土地です。ここだけ圃場整備をしていない田ということで、問題はないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんから何か意見がございましたらお願いいたします。みなさんよろしゅうございましてか。「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第 3 号につきまして原案に対し当番委員の報告による協議事項結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。全員賛成。よって議案第 3 号は協議結果を附して市長のほうへ送付いたします。続きまして議事順位第 4 議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p> <p>朗読。</p> <p>今回、全体で 4 筆ございまして。全体面積が 6,057㎡。貸し手が 2 名、受け手が 2 名でございまして。内訳につきましては 4 ページをご覧いただきたいと思ひます。また、農業経営基盤強化促進法第 18 号第 3 項の要件全てに効率的に用することが認められる。また、</p>

議長	<p>常時従事することが認められる事をご報告申し上げます。以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。委員のみなさんで何か意見がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）</p> <p>議案第4号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p> <p>挙手。</p> <p>全員、賛成。よって議案第4号は原案の通り決定をいたします。それでは、続きまして報告事項に移りたいと思います。議事順位第5号 報告第1号 畑地造成事前報告についてを議題といたします。番号1から2を事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>同一場所ですので、一括して説明します。申請地は●●●●●で、●●●●●から南西に1.6kmの位置にある田です。農業用水不足、耕作従事者不在のため水田耕作が不可能なため残土により盛土を行うものです。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>それでは、番号1番、資料12になります。この位置がそうでございます。番号1、2をこの写真は示しておりまして、ここの土地は、ここから水が流れております。こういうふうな水路になっています。土地を埋めたいという土地は、この土地とこの土地、それを埋め立てて造成したいということでございます。この水路を利用して、水利を良くするというところでございます。以上が、造成報告の1番、2番でございます。特に造成をする時にはこの水路をうまく利用するとか、つぶさないということでもありますので、特に問題はないという判断でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。若干補足をしておきます。写真で写っている所全部畑地造成をするという事でございます。手前と奥とで2の方が持っておられるという事で、水路につきましては、畑地造成をしたら下に埋まりますので、出口が低い所にありますので、どうしてもパイプで水の流れは確保したいという事でパイプの大きさを大きくしないと詰まりますよと言いましたら、200から300くらいの塩ビパイプを入れたいと、2系統ありますので、2系統ともこういうふうな形にしたいという事でございました。造成</p>

6 番	<p>の高さは平均してこの道路の高さまで上げたいということですので、多分何回かに分かれて道路の高さまで上がるというふうに思っております。地元委員より補足説明がございましたらよろしくお願いたします。地元委員休み。今の私の補足説明くらいで、</p> <p>理由の中で、耕作従事者不在で畑地造成なんですけれど、耕作従事者不在って誰かがするんですかね。</p>
1 6 番	<p>書いてある通りなら、非常におかしいと思います。この書き方によるとそういう話しも出るかと思えますけど、畑にしたら何とかやれる人がいる。2件とも。とりあえず。稲を植えるとか、水を入れて普通の農業はできないという事でご理解をいただけたらと思います。</p>
6 番	<p>他にやる人がいるという事。</p>
1 6 番	<p>はい。それと私、現地調査に先立って、本人と現地で会っているんですけど、水路を埋めると言いましたか。</p>
議長	<p>はい。塩ビパイプを入れると言いました。</p>
1 6 番	<p>水は無いんだけど。</p>
議長	<p>雨が降った時の水です。</p>
1 6 番	<p>だから、埋めた所からあみ地から下に流れればいいんでしょう。</p>
議長	<p>あそこが1箇所流れるのがあって、もう1箇所が手前にあります。</p>
1 6 番	<p>なんとなく違和感があるかなと思うんですけどね。やっぱりいるもんですかね。</p>
議長	<p>これからこうきて道路の下を暗渠通っていますので、それは確保するということでした。(黒板に書いて説明)</p>

1 6 番	すると言うなら構いませんけど。
1 5 番	暗渠じゃなくて開渠用排水路になる。 (発言多数で聞き取り不能)
1 6 番	それと戻しますよね。電信柱が埋まっていますよね。そういう時は電力会社と協議が何もありませんか。
議長	なくても別に、電力会社は困れば上に上げるでしょう。埋めますよと一言でも言ったら、それなりの対策をすると思います。結構電柱が何本もありますからね。
1 6 番	何本もありますから、どうかなと思ひまして。
議長	結構埋められている所はあります。私の所の入り口の電柱も3分の1くらい埋まっている。そのままです。
1 1 番	電柱の左側はなんですか。家みたいに見えますけれど。
議長	家。これは電柱の突っ張りでしょう。 (発言多数で聞き取り不能)
1 4 番	ちょっといいですか。入れるのは問題ないと思いますが、あれは県道か国道か分かりませんが
議長	市道
1 4 番	市道の法面とかの境界とか家の境界。このすり鉢状で出てきた

1 6 番	それは自分の家です。
議長	市道の方の境界線はこの頃なので、下じゃなくて中間の辺にあるんじゃないかと思います。
1 4 番	すり鉢状で
議長	下手したら上のガードレールの幅で市道の道路幅は無いはずです。
1 4 番	埋めたらどんどん畑地が増えてくる。
議長	多分この辺りまで個人の土地と思います。
1 2 番	面積が増える。
1 5 番	事前に届けて協議しないといけない事はない。
議長	そこはやる前に業者がやります。農業委員会が立入る事は、私はないと思います。
1 6 番	ああいうのは何箇所かありますよね。 (発言多数で聞き取り不能)
議長	以上でございますが、他に何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。(「はい」の声) 何も無いようでございますので、以上で報告第1号は終わらせていただきます。続きまして議事順位第6 報告第2号 農地法第5条 第1項 第7号の規定による通知についてを事務局より朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 申請人は、●●●●で、申請地は、●●●●●、●●●●●から北東に3. 7 k mの位置にある土地の一部を転用し、携帯基地局を

	設置するものです。以上、ご報告いたします。
議長	ありがとうございました。それでは現地調査をされました委員の報告をお願いします。
9 番	当該地域は、この通りでございます。
議長	あとは私が説明しましょう。県道、●●ですから●●●●の所から●●の方に登って行きましたら●●●●●●という小学校が右側にあります。小学校を過ぎて500mくらい過ぎた所から左に入って、昔、●●という所に●●●●●●というのがございまして、炭鉱の坑口のすぐ上の辺になるんですけど、昔、●●●●●●という製材所がございました。その製材所の敷地と道路との間のこの部分が畑地です。こっちは●●さんの作業所の土地で、ここの部分にアンテナを建てるという事でございます。別段問題はないし、間に農地が残って隙間を開けるようなこともありませんし、きちんと道路に面しておりますので、問題無いんじゃないかなと私は見てまいりました。今日地元委員も欠席でございますので、今地元委員の報告説明も兼ねて代えさせていただきます。委員のみなさん何かご意見がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に意見も無いようでございますので、以上で報告第2号は終わらせていただきます。議事順位第7 報告第3号 農地法第18条 第6項の規定による通知についてを1から3までを事務局より朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 1件目、2件目。農地法第3条農地所有権移転許可申請のために双方の合意により解約されたものです。 3件目。法人に貸すための合意解約です。以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。これ全部、次の耕作者は決まっていますか。
事務局	はい。決まっています。
議長	次は全部決まっているようですけど、委員のみなさん何か意見がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは報告第3号を終わらせていただきます。議事順位第8号 報告第4号 農地転用現況証明についてを1から5までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。

事務局	<p>5件朗読。</p> <p>1件目。申請が1筆。昭和43年に耕作放棄後、墓を建立し現在に至ります。</p> <p>2件目。申請が2筆。●●●●●、●●●●番地2筆とも平成元年頃に耕作放棄後、現在は竹等が繁茂している状況でございます。</p> <p>3件目。申請が2筆。●●●●●につきましては、昭和49年頃に耕作放棄後、現在は雑木雑草が繁茂している状況でございます。●●●●●につきましては、昭和40年頃に耕作放棄後、木小屋が建てられ現存しています。</p> <p>4件目。申請が3筆。●●●●●つきましては、昭和32年頃に耕作放棄後、通路として利用されている状況でございます。●●●●●●●につきましては、昭和38年頃に耕作放棄後、建物敷地の一部として利用されている状況でございます。●●●●●につきましては、70年以上前より井戸として利用されている状況でございます。</p> <p>5件目。申請が7筆。●●●●●につきましては、昭和49年頃に耕作放棄後、現在は雑木雑草等が繁茂している状況でございます。●●●●●につきましては、昭和38年頃に耕作放棄後、宅地の一部として利用されている状況でございます。●●●●●につきましては、昭和40年頃に耕作放棄後、杉が植林されている状況でございます。●●●●●につきましては、平成10年頃に耕作放棄後、現在は雑草等が繁茂している状況でございます。●●●●●につきましては、80年以上前より土蔵の敷地となっている状況でございます。●●●●●につきましては、昭和57年に転用許可を受け倉庫を建てられましたが、未登記のまま現在に至ります。●●●●●●●番につきましては、昭和40年代に耕作放棄後、杉が植林され現在に至ります。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。では、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。できましたら、もうこっちに付いている写真で説明していただいた方がいいんじゃないかと思います。</p>
9番	<p>資料22ページ。ここはお墓が建っています。真ん中のお墓は既にないんですけど、ここに2基が残っている状況でございます。それから、資料の24ページになります。場所は、</p>
議長	<p>榎崎さん、僕がやります。1番目のは●●●●●の真ん前です。●●●●●を●●●●●方面に走って行きますと、●●●●●さんがございます。●●●●●さんの所の橋を左に入りまして、踏切と郵便局にぶつかります。そこを右に曲がりまして、3、400m走りましたら、●●●●●●●●●●という小学校がございます。その真ん前でございます。真ん中の墓が今回申請に出された方の墓だったんですけど、●●●●●の方に転居したという事で●●●●●の方に墓を持って行かれたという事で、3基の墓があったわけですけど、全部身内のようでございます。それから、2番目の件でございますが、それこそ私が説明するよりも●●●●●さんが説明された方がいいくらい、●●●●●さんの家の真ん前です。●●●●●という所なんですけど、●●●●●方面に走っておりましたら、高速道路の昔は下をくぐって行っていたのが、今</p>

	<p>新しい道路が出来まして、ここを通らなくなったんですが、実はこちらから行きますと右に高速道路の下をくぐって入りまして、1 kmくらい走った所の、すみません。左ですね。左に入りまして、1 kmくらい走った所の右側の山でございます。実は、地籍調査が終わっていますのでこういうのは普通は出てこないんですが、ここは隣接地の方がいないか、はっきりしないのでその人との間での境界の確認ができないので、筆界未定という事で地目が変わっていなかった案件でございます。それから28ページ3番目のですが、先程3条で出てきた案件でございます。●●さんですけれど、ちょっと表現が悪いんですが、1番最初の昭和49年頃、耕作放棄し現在は雑草、雑木等が生えておるとい事なんです但实际上には一部家の前の敷地もこの中に含まれているようでございます。上は、市道がありまして、道がありまして、●●さんの土地ではない土地がありまして、それからこの法面、この法面になっている所が●●さんの土地のようでございます。それともう一つは、●●●●●、これ全部耕作の関係で農地チェックをしておりましたら、木小屋が建っておりましたので、急遽書類を出すように、という事で指導して、実際に木小屋が建っておりますので、現況証明を出していただいた次第でございます。それから、次の数の多いのですよね。確かにこの通りになっております。家が建ったり、井戸があつたりですね。ずっと見て歩いたんですけれど、非常に色々なものに農地が確かに変化しておりました。その辺については、田口さんが1番詳しいんじゃないかと思いますが、あとは地元委員さんの方に振りたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、地元委員さんより補足説明がございましたらお願いいたします。最初、山縣さんですね。石田さん、もし分かれば。お墓のやつ。</p>
8番	私も当日行って初めて現地を見たんですが、当番ですから。問題ありません。周辺農地にも全く支障はありません。問題はありませ
議長	2番目、大橋さん。
7番(推進委員)	前にはここを通っていたんですが、今回聞いて、後から畑とか田と聞いたんですが問題ないと思います。
議長	馬屋原さん別に問題はないですね。
17番	別に問題ないです。
議長	3番目。いらっしゃらない。欠席。それでは、3番目、4番目については先程の私の説明を補足説明として聞いていただければ結構

	です。5番目、田口さんお願いいたします。
1 1 番(推進委員)	推進委員の田口です。先程言われた通り既になっていますからよろしくないですが、現状の通りです。よろしく申し上げます。以上です。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんよりご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声)特に発言も無いようでございますので、以上で報告第4号は終わらせていただきます。続きまして、議事順位第9 報告第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出がありましたので、そのことについて事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。
事務局	朗読。 今回1件。●●●●●から提出がございました。提出されました報告書の事業状況また構成員の状況、執行役員の状況等を審査致しましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ございましたらお願いいたします。
1 5 番	これは報告だから何も言う事はないでしょう。
議長	言われてもいいです。
1 5 番	当該年度の売上ですよね。500万ぐらい。その当然その売上ですから、これ以外にも補助金が麦に大豆とかあると思うんですが、みなさんが働かれた年間の従事日数、実績、1025日もある。何か時給が低いとか人件費が低いとか。
議長	多分赤字でしょう。
1 5 番	それくらいの話。

議長	4, 994千円というのは、あくまでも売上ございますので、経費を引いておりませんので、これから経費を退けていって、肥料代、種代、油代全部引いていきましたら
15番	補助金があります。
議長	補助金がどのくらい付いているかというのは分かりませんが (発言多数で聞き取り不能)
議長	多分かなり厳しいと思います。 時給はこれに載らないんですか。
議長	載ってないです。というところでございます。よろしゅうございますか。意見も出尽くしたようでございますので、以上で報告第5号を終わらせていただきます。続きまして、その他の方に入りたいと思います。委員のみなさんより、何かございましたらお願いをいたします。無ければ、先月の県の会議でこの前の時に意見の出ておりました猪等による災害。土手を崩した。水路を壊したという方の災害。県に何らかの対策というか、風水害であれば地震とかであれば、それなりに、それを元に戻すための予算が組まれるんですが、猪等の被害についても何らかの対応をしてほしいという事で意見を言っております。今度の常設審議委員会の中で県の方は、それについて述べるべきだという事で答えるということでございますので、お伝えをしておきます。また、新しい返事がきましたら、みなさんの方に報告をいたします。農業相談日は何もなかったようでございますので、みなさんの意見の方がございませんでしたら終わらせていただきたいと思います。事務局より今後の日程等についてをお願いいたします。
事務局	それでは今後の日程についてお知らせをいたします。10月17日水曜日に総会と全体会議を行いたいと思います。13時半から全体会議をして、主には農地流動化の推進を行いたいと思います。その後総会を開きたいと思います。会場につきましてはサンワーク美祢、ここは森林組合とかシルバー人材センターとかがある所ですが、分からなければ、また、ご案内いたします。農業相談については10月9日火曜日。美祢地区は伊藤新司委員さん、美東地区は伊藤美和子委員さん、秋芳地区は安富委員さんでございます。また現地調査は10月10日水曜日に行います。当番委員さんは石田委員さん、村上委員さんでございます。以上でございます。よろ

会長

しくお願いいたします。

それでは終わります。

ありがとうございました。

午後15時30分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

平成30年9月19日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

--	--

--	--

